

NPO 法人 日本ビューティ・コーディネーター協会特別認定校 規約

- 1.NPO 法人日本ビューティ・コーディネーター協会（以下 JBCA という）が主催する認定教員研修会を受け、全過程を修了した者を「JBCA 認定教員」として認定します。
- 2.JBCA 認定教員が所属する教育機関を「JBCA 特別認定校」として認定します。
- 3.JBCA 認定教員が退職または別の施設へ異動し、所属する認定教員が無しとなった場合、その翌年から「特別認定校」としての認定は無効とします。
- 4.JBCA 認定教員は所属する教育機関を退職または異動する場合、同グループに限り次に所属する教育機関からの承認があれば「認定教員」の資格を継続することができます。
- 5.JBCA 認定教員 1 名につき認定する教育機関（施設）は 1 校とします。
- 6.JBCA 認定教員は 2 年に 1 回の所定の更新研修を受講し全過程を修了することで「認定教員」の資格を更新できるものとします。
- 7.JBCA 特別認定校は受験者数に関係なく JBCA が主催する検定の受検会場となることができます。
- 8.JBCA 特別認定校は広報媒体に「JBCA 特別認定校」としての記載と JBCA のロゴマークを使用することができます。
- 9.JBCA 特別認定校は JBCA が発行する認定テキストを特別価格にて購入することができます。
- 10.JBCA 認定教員には、自校取りまとめで受験申込みをした学生が受験した検定問題の解答解説を 1 部無償にて提供します。
- 11.「JBCA 認定教員」並びに「JBCA 特別認定校」の期間、認定のための会費は不要です。

附 則

- 1.この規約は 2012 年 1 月 1 日から実施する。
- 2.この規約は 2014 年 1 月 1 日から実施する。（改定）
- 3.この規約は 2016 年 2 月 21 日から実施する。（改定）
- 4.この規約は 2018 年 1 月 1 日から実施する。（改定）

